

# 沖縄不発弾等対策協議会要綱

## 1. 目的

沖縄不発弾等対策協議会（以下「協議会」という）は、沖縄における不発弾等の調査、探査、発掘、除去及び処分等に関する情報の交換並びに対策を協議検討し、地域住民の生活の安全に資することを目的とする。

## 2. 協議事項

- (1) 探査及び発掘計画の作成
  - イ. 不発弾等埋没状況の把握
  - ロ. 探査及び発掘計画の作成
- (2) 処理状況の把握
  - イ. 不発弾等処理状況の把握
  - ロ. 不発弾等爆発被害状況の把握
- (3) その他の事項
  - イ. 不発弾等の危険除去に関するPR
  - ロ. その他不発弾等対策に必要な事項の検討

## 3. 組織

- (1) 協議会は、別表に掲げる者によって組織する。
- (2) 協議会に会長及び副会長3名を置く。
- (3) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- (5) 協議会に分科会及び連絡会を置く。
- (6) 協議会に個別の課題に対して設置の必要があると認められる時は、専門部会を置くこととする。

## 4. 会議

- (1) 協議会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が招集する。
- (2) 分科会は、分科会長が必要と認めたときに開催し、分科会長が招集する。
- (3) 連絡会は、委員が必要と認めたときに開催し、必要な連絡調整を行う。
- (4) 必要に応じ、委員以外の者に出席を求めることが出来る。

## 5. 事務局

- (1) 協議会の事務を行うため事務局を置く。
- (2) 事務局は、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課に置く。

## 6. 雜則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

## 7. 附則（昭和49年3月6日）

この要綱は、昭和49年3月6日から摘要する。

### 附則（昭和49年5月13日）

この要綱は、昭和49年5月13日から摘要する。

### 附則（平成3年3月27日）

この要綱は、平成3年3月27日から摘要する。

### 附則（平成10年7月9日）

この要綱は、平成10年7月9日から摘要する。

### 附則（平成17年6月30日）

この要綱は、平成17年6月30日から摘要する。

### 附則（平成19年6月22日）

この要綱は、平成19年6月22日から摘要する。

### 附則（平成22年6月21日）

この要綱は、平成22年6月21日から摘要する。

### 附則（平成23年9月2日）

この要綱は、平成23年9月2日から摘要する。

### 附則（平成24年6月19日）

この要綱は、平成24年6月19日から摘要する。

## 沖縄不発弾等対策協議会委員

	委員所属機関及び団体名	委員の官職等
会長	内閣府 沖縄総合事務局	次長(開発建設部担当)
副会長	〃 〃	開発建設部長
	〃 〃	総務部長
	〃 〃	農林水産部長
	〃 〃	企画調整官
防衛省	陸上自衛隊	第15旅団司令部第4部長
	海上自衛隊	沖縄基地隊警備科長
	沖縄防衛局	管理部長
厚生労働省	沖縄労働局	労働基準部健康安全課長
海上保安庁第十一管区海上保安本部		次長
副会長	沖縄県	知事公室長
副会長	〃	土木建築部長
	〃	農林水産部長
	〃	企業局長
	沖縄県警察本部	生涯安全部長
	沖縄県市長会	会長
	沖縄県町村会	会長
	西日本高速道路株式会社九州支社	沖縄高速道路事務所長
	西日本電信電話株式会社沖縄支店	設備部長
	沖縄電力株式会社	取締役電力流通部長
	沖縄ガス株式会社	供給保安部長
	一般社団法人 沖縄県建設業協会	理事長

## 分科会構成委員

	委員会所属機関及び団体名	委員の官職等
会長	内閣府 沖縄総合事務局	開発建設部長
	〃 〃	総務部長
	〃 〃	農林水産部長
	〃 〃	企画調整官
防衛省	陸上自衛隊	第15旅団第101不発弾処理隊長
沖縄県		知事公室長
	〃	土木建築部長
	〃	農林水産部長
	沖縄県警察本部	生涯安全部長
	沖縄県市長会	会長
	沖縄県町村会	会長
	西日本電信電話株式会社沖縄支店	設備部長
	一般社団法人 沖縄県建設業協会	理事長